

# 令和 3 年 5 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 5 月 28 日 (金)  
午前 9 時 00 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年5月28日(金)  
午前9時00分開会 午前9時40分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案  
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第10号 農用地利用集積計画について  
議案第11号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - (2) 報告  
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)  
報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第5号 現況証明について  
報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について  
報告第7号 豊橋税務署からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	4 番 加藤 正雄
5 番 河合 孝子	7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美
9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲
13 番 高部 宏生	16 番 日向 勉	18 番 藤城ひろみ
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久

6 欠席委員 村松 桂子

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 5名 農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 5 月総会を開会いたします。

近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、5 月 12 日からの国の緊急事態宣言を受け、出席委員を別紙のとおりとし、進行することといたします。

また、会議時間の短縮のため、事務局の説明は要点を抑えできるだけ手短かにお願いします。

議席番号 23 番 村松桂子委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、24 名中 15 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございません

か。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号 1 番池田和浩委員、同 2 番石橋正通委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、13 日の書類説明会、農業委員による現地調査、21 日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第 3 条関係は、番号 3 番の申請地に農業用の倉庫、コンテナがあった件について、5/14 に今後も農業用で利用していく旨の誓約書の提出がありました。

番号 5 番の申請地に農業用でない倉庫があった件について、5/17 に除却し農地に復元されたことを確認しました。

そのほかについて変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料 1-1 として番号 1 番 2 番の新規営農の案件について、21 日の審査会にて実施した聞き取りの概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

19 日の農地審査会以降、4、5 条関係におきましては特に変更、取下げ等はございません。

よろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長

それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 7 号、1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 5 番までにつきまして、書類説明会及び本日の

補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも 周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第8号、2ページをお願いします。

番号1番及び2番の2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号2番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番です。隣接地が申請所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番です。

一時転用については、番号1番が営農型太陽光で該当し、3年

間の一時転用計画で農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から20番までの20件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第9号、3ページから5ページをお願いします。

番号1番～20番までの20件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、全案件とも特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾書を得た旨の記載がある案件は番号3番～5番・7番～15番・17番・19番・20番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・2番・6番・16番・18番です。

一時転用については、全案件とも該当ありません。

詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。



議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 11 号「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 11 号 8 ページをご覧ください。

議案第 11 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は水稻及び畑作による経営です。番号 2 番は畑作による経営です。番号 3 番は施設園芸による経営です。番号 4 番は水稻及び畑作による経営です。番号 5 番は畑作による経営です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 5 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は、1 番については 1 筆が、番号 2 番・3 番については、特例適用農地の全てが、該当いたします。

以上です。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを承認することに



委員全員  
議長

決して異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。議案の9ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から3番までの3件、及び10ページから13ページの報告第2号の番号1番から27番までの27件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に14ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から5番の5件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

番号1番は農地法に定められた要件のうち議決権要件と役員要件を、番号2番は役員要件を満たしていませんでした。番号1番2番ともに議決権保有状況や役員構成を変更する意向を確認しており、要件を満たすと見込まれます。

番号3番から5番については要件を満たしていることを確認しました。

次に15ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から27番までの27件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に19ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から4番までの4件については、20年以上非農地であることの現況証明願いです。願い出の内容及び添付書類を審査の上、5月24日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は宅地課税 番

号 2 番は畑課税、番号 3 番は雑種地と豊川用水路課税、番号 4 番は畑課税でした。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、名古屋法務局豊橋支局登記官からの照会です。

番号 1 番は、市街化調整区域の農用地区域外の農地で平成 11 年 1 月 21 日付け農地法第 5 条許可がされ許可の内容も実行されたものと考えます。また、現地調査の結果、現況は駐車場となっていますので農地性はないものと判断しました。

番号 2 番は、市街化調整区域の農用地区域内の農地で、現地調査の結果、現況も農地と確認しましたので農地性ありと判断しました。

番号 3 番は、市街化区域の農地で、平成 23 年 6 月 10 日付け農地法第 5 条の届出がされています。また、現地調査の結果、現況は駐車場となっていますので農地性はないものと判断しました。

番号 1 番と 2 番は 5/13 付け、番号 3 番は 5/19 付け事務局長名で回答しました。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 7 号の 1 番は豊橋税務署長からの農地の現況に関する照会です。

当該土地は市街化調整区域の農用地区域外の農地で、現地調査の結果、現況も農地と確認しましたので農地性ありと判断しました。こちらも 5/13 付け事務局長名で回答しました。

報告は以上です。

議 長 報告事案についてはただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 9 時 25 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。（午前 9 時 38 分再開）

次に連絡事項をお願いいたします。

事 務 局 <連絡事項>

議 長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 9 時 40 分終了）



以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年5月28日

議長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(1番 池田 和浩 委員)

議事録署名者  
(2番 石橋 正通 委員)